

令和7年度 帰国生徒等特別入学者選抜募集要項

鹿児島県立串良商業高等学校

【1】 帰国生徒等特別入学者選抜を実施する目的

海外での生活を体験し、かつ、学習意欲旺盛で個性豊かな生徒の入学を促進することにより、本校の活性化および本校在学生の国際性の涵養を図る。

【2】 実施する学科及び募集定員

情報処理科及び総合ビジネス科の募集定員のうち若干名とする。

【3】 出願資格

『令和7年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱』Ⅰ〔2〕1の出願資格を有する者で、次に掲げるいずれにも該当する帰国生徒等とする。

- 1 原則として、外国における在学期間が継続して3年以上で、帰国又は来日後3年以内の者
- 2 保護者が県内に居住している若しくは令和7年4月8日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者

【4】 出願期間

令和7年1月21日（火）から1月27日（月）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

【5】 出願先

鹿児島県立串良商業高等学校長（事務室）

〒893-1603 鹿児島県鹿屋市串良町岡崎 2496 番地 1 電話(0994)63-2533

【6】 出願手続及び注意事項

- 1 帰国生徒等特別入学者選抜により入学を志願する者（以下「帰国生徒等特別入学志願者」という。）は、本校所定の「帰国生徒等入学願書」を出身中学校長を経て、本校校長に提出する。
- 2 帰国生徒等入学願書を本校に提出した者は、他の高等学校に帰国生徒等入学願書を提出することはできない。（1人1校1学科に限る。）
- 3 入学検定料として、帰国生徒等入学願書の右上肩に2,200円分の鹿児島県の収入証紙を貼付して、出身中学校長に提出する。

なお、東日本大震災又は熊本地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

- 4 出身中学校長は、出願期間内に次の書類を本校校長に提出するものとする。

- （1）帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書（様式15）
- （2）帰国生徒等入学願書（本校が定めた様式のもの（左上肩に「帰国生徒等」と朱書きされたもの。））
- （3）調査書（様式4-1又は4-2）
- （4）帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表（様式2-5）

※ （1）について、日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。

※ 最終学年が外国における現地校の場合は、（3）については、成績証明書又はこれに代わるものとすることができる。

- 5 その他については、『令和7年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱』推薦入学者選抜4の項中「推薦」とあるものを「帰国生徒等特別」と読み替えて、準用する。

- 6 帰国生徒等入学願書を受け付けた場合は、帰国生徒等特別入学者選抜受検票を出身中学校長を経て、入学志願者に交付する。

【7】選抜の面接及び作文

面接及び作文(30 分間、400 字以内)を帰国生徒等特別入学志願者全員について行う。

- 1 日 時 令和7年2月4日(火) 午前9時集合
- 2 場 所 本校(玄関前広場に集合すること。本校職員が検査場へ案内します。)
- 3 持参品 受検票・筆記用具・上履き

【8】選抜の方法

調査書、面接、作文等を総合的に勘案して、選抜するものとする。

【9】選抜結果の通知及び発表等

- 1 帰国生徒等特別入学者選抜の結果について、中学校長に対し令和7年2月10日(月)に電話により連絡するとともに、「帰国生徒等特別入学者選抜結果通知書(様式11)」及び「帰国生徒等特別入学許可予定通知書(様式12)」を送付するものとする。
- 2 帰国生徒等特別入学者選抜の合格発表は、高等学校入学者選抜における合格者として、令和7年3月13日(木) 午前11時以後、本校ホームページに受検番号を掲載する。
- 3 帰国生徒等特別入学許可予定者は、令和7年2月13日(木) 正午までに、「入学確約書(様式14)」を本校校長宛て提出することとし、原則として、本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
- 4 帰国生徒等特別入学者選抜の結果、不合格となった者については、次に掲げる高等学校へ、それぞれに定める手続きにより出願することができる。
 - (1) 帰国生徒等特別入学者選抜を受検した本校の同一の学科へ志願する場合は、受検票を一般入学者選抜出願期間内に本校校長に提出し、改めて受検票の交付を受ける。入学願書、調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。
 - (2) 帰国生徒等特別入学者選抜を受検した本校の他学科へ志願する場合は、(1)の手続を行った上で、一般入学者選抜出願変更期間内に所定の手続『令和7年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱』Ⅰ〔2〕3【出願変更】を行う。この場合、入学検定料の納入は必要としない。
 - (3) 帰国生徒等特別入学者選抜を受検した高等学校と異なる高等学校への入学を志願する場合は、(1)の手続を行った上で、一般入学者選抜出願変更期間内に所定の手続『令和7年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱』Ⅰ〔2〕3【出願変更】を行う。この場合、入学検定料の納入(『令和7年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱』Ⅰ〔2〕2【出願】(4)イが必要となる。
- 5 合格者は、令和7年3月13日(木) 午後2時(受付 午後1時40分～午後2時)、保護者同伴、筆記用具・上履き持参の上、本校体育館に集合すること。(時間厳守)

【10】その他

本校の諸状況や帰国生徒等特別入学者選抜に関することで不明な点がある場合は、電話等で本校(教務部)に問い合わせること。詳細については、『令和7年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱』による。